

議案参考資料

[令和3年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当・諸税担当
土地担当・家屋担当

議案名

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和3年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

1 固定資産税関係

- ・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間(令和3年度～令和5年度)継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置を講じます。

2 軽自動車税関係

- ・環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車両を対象とします。
- ・種別割のグリーン化特例(軽課)について、重点化等を行った上で2年間延長します。

3 その他の改正

- ・法律が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正及び文言整理を行います。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、軽自動車税等の環境性能割の税率区分の見直し等を行う必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。